

# 理事の構成要件について

JA八戸では、以下の要件に基づく理事の選出・選任が必要となります。

理事(女性理事候補者を除く)は、定款に規定するもののほか、次のいずれかの資格要件を満たしていなければならない。

**(1)認定農業者(法人にあっては、その役員)であること**

**(2)実践的能力者であること**

- 当JAまたは他のJAの常勤役員を1期以上経験した者
- 当JAまたは他のJA(中央会、連合会含む)で、課長以上の職を1年以上経験した者
- 当JAの事業と関連する事業を行う法人
- 団体等において、役員あるいは管理職を1年以上経験した者
- 公認会計士、税理士、中小企業診断士のいずれかの法人経営に関する資格を有する者

**(3)認定農業者に準ずる者であること**

例) 認定農業者OB、認定農業者の家族、認定就農者、県認定の指導農業士、生産部会等の代表 集落営農組織の役員、など